杉並区気象・水象情報提供等による水防活動支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

杉並区（以下「区」という。）では、台風や局地的・集中的な豪雨に備え、職員による水防態勢を編成し、河川・道路等の巡回、水中ポンプの設置、要請に応じた土のう配布等の水防活動を行っています。

近年は、大型台風や線状降水帯等による局地的・集中的な豪雨が発生しており、雨の降り方が急激に変化する中で、水防態勢の移行、職員配置、現場対応の開始時期等を迅速に判断する必要があります。一方、気象情報、雨量、河川水位、危険度情報等が複数のウェブサイト等に分散し、職員が個別に確認しているほか、降雨前から現場対応を行う場合には、長時間の待機など職員負担が生じることがあります。

また、流域治水の取組を進める上では、降雨状況、河川水位等の気象・水象データと、道路冠水、浸水被害等の発生状況との関係を継続的に蓄積・分析し、今後の水害対策や水防活動の改善に活用することが重要です。

本業務は、水防活動に必要な気象・水象情報を一元的かつ分かりやすく提供するとともに、区の地形、河川、下水道、過去の浸水履歴等の地域特性を踏まえ、リスクが高まる時期及び地域の把握に資する情報を提供し、さらに、降雨状況等と被害発生状況との関係を蓄積・分析することにより、区の迅速な意思決定及びデータに基づく水害対策を支援することを目的とします。

このため、気象情報の即時性・正確性、緊急時の判読性・操作性、杉並区の地域特性に対する理解、通知及び解説の実効性、データ蓄積・分析の方法、安定運用及び情報管理等を総合的に評価し、本業務に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2. 業務概要

（1） 業務名

気象・水象情報提供等による水防活動支援業務

（2） 業務内容

別紙１「気象・水象情報提供等による水防活動支援業務内容説明書」（以下「業務内容説明書」という。）のとおり

（3） 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※令和 10 年度以降については、「9　選定結果に基づく委託可能期間」を参照してください。

（4） 事業規模（上限額）

4,910,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※上記金額は、本プロポーザルにおける上限金額であり、当該金額での契約を確約するものではない。

3. 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

（１） 法人格を有していること。

（２） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当していないこと。

（３） 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年３月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。

（４） 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 23 年１月 17 日杉並第 53890 号)に定める除外措置要件に該当していないこと。

（５） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（６） 法人税、法人事業税及び特別法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

（７） 気象予報業務許可（気象）を受けていること。

（８） 参加申込時点から過去 10 年間に、国又は地方公共団体における気象情報若しくは河川情報の提供、又はこれらを活用した防災・水防支援業務の履行実績があること。

4. 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下の通りです。

内容	期間等
実施要領の公表	令和８年 11 月 17 日(火) ※区公式ホームページからダウンロードできます。
質問の受付期間	令和８年 11 月 17 日(火) から 令和８年 11 月 24 日(火) 午後５時まで ※質問及び回答は、令和８年 11 月 26 日(木)以降に、区公式ホームページ上で一括して公開します。
参加申込書等提出期間	令和８年 11 月 17 日(火) から 令和８年 12 月２日(水) 午後５時必着 ※参加申込をせずに企画提案書を提出することはできません。

企画提案書等提出期間	令和 8 年 11 月 17 日(火) から 令和 8 年 12 月 8 日(火) 午後 5 時必着 ※参加申込書等を提出しても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなします。
第一次審査（書類審査）	令和 8 年 12 月 21 日(月) （予定） ※第二次審査の対象となる事業者を選定します。 ※第一次審査結果は令和 8 年 12 月下旬までに発送する予定です。
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 9 年 1 月 13 日(水) （予定） ※日時・場所等は、第一次審査通過事業者に通知します。
受託者候補者選定結果の通知	令和 9 年 1 月下旬（予定）

5. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

（1） 受付方法

「質問書」（様式１）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出してください。電話での質問及び回答に対する再質問には応じません。電子メールによる提出の場合は、件名を「杉並区気象・水象情報提供等による水防活動支援業務公募型プロポーザル質問書【事業者名】」としてください。

（2） 受付先

「12 担当課（問い合わせ先）」に同じ

（3） 受付期限

令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時まで（必着）

（4） 回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 11 月 26 日（木）以降に、質問者名を伏せた上で、区公式ホームページ上で一括して公開します。質問に対する回答は、本実施要領に追加又は補足したものとみなします。

(https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html)

なお、回答に対する再質問は受け付けません。また、質問内容が不明瞭なもの、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

6. 企画提案書等の提出

（1） 提出書類

提出書類は、「提出書類一覧」（様式 3）のとおりです。

（2） 企画提案書概要版

企画提案書の提出と併せて、企画提案書の概要版（電子データ）を電子メールで

提出してください。審査プロセスの透明化を図る観点から、受託者候補者選定後、応募事業者全者の概要版を選定結果と合わせて区公式ホームページで公表します。概要資料の書式は任意としますが、企画提案書の評価項目に当たる部分について記載することとし、最低限以下の項目を盛り込んだ上で１～２枚程度にまとめることを基本とします。ただし、事業者名やノウハウの記載については任意とします。

①受託業務に対する考え方（取組姿勢）・提案内容の全体像

②企画提案書に記載する以下の項目

・提案するシステム及び情報提供内容の概要

・水防態勢の判断及び現場活動の支援内容

・業務の実施体制

③提案によって期待される効果

④件名

※電子メールで提出する際の件名は、「気象・水象情報提供等による水防活動支援業務企画提案書概要版【事業者名】」としてください。

宛先は「12 担当課（問い合わせ先）」に同じ。

（３） 提出部数

提出書類は、正本１部・副本７部をそれぞれ製本（A4 縦長ファイル等で綴じる）し、提出書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名（「杉並区気象・水象情報提供等による水防活動支援業務公募型プロポーザル　企画提案書」等）を付してください。

（４） 提出方法

提出書類の確認を行って受理しますので、原則、持参してください。（要事前予約）

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「気象・水象情報提供等による水防活動支援業務応募書類在中」と朱書きし、提出書類の漏れがないようにしてください。

（５） 提出先

「12 担当課（問い合わせ先）」に同じ。

（６） 提出期限

令和８年 12 月８日（火）午後５時 必着

※持参、郵送いずれも、未着、遅延の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。また、郵送により生じた事故については、区は一切責任を負いません。

7. 受託者候補者の選定手順

気象・水象情報提供等による水防活動支援業務委託受託者候補者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、一次審査及び二次審査により審査し、本業務に最も適し

ていると認められる事業者を選定します。

なお、２（４）の事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。また、選定会議で審査した結果、一定の点数に満たない事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

（１） 評価基準

①経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況等	・経営状況は良好か
業務実績	・国、他自治体等の官公庁での類似業務の実績は豊富か
業務遂行力	・業務の遂行体制は妥当か
区内事業者への加点	・杉並区内に本社または支社・営業所を有しているか

②企画提案に関する評価基準

評価項目	評価の内容
業務理解・取組姿勢	・全体的な提案内容が実施要領に沿った内容で、かつ具体的で現実的な提案がされているか ・業務に対する取組姿勢が適切で、意欲が感じられるか ・区の水防活動、地域特性、現状の課題及び本業務における区と事業者の役割分担を理解しているか
情報提供・画面構成	・必要情報を一元的に提供できるか ・気象情報等の今後の見通し、地図、時系列情報が分かりやすいか ・緊急時の判読性・視認性・操作性が高いか
地域特性を踏まえた分析	・過去の浸水履歴等を踏まえ、雨の降り方に応じたリスクの高まりを分析・提示できるか
データ蓄積・検証支援	・気象・水象データを容易に出力できるか ・区が提供する被害情報等との関係を蓄積・分析し、今後の水害対策に活用できるか
運用体制・障害対応	・24 時間 365 日の閲覧環境、問い合わせ対応、欠測・遅延・障害時の対応及び継続運用の体制が適切か
資料調整能力	・企画提案書は一般的に見ても分かりやすいものとなっているか
費用対効果	・提案内容に対して見積金額及び積算内訳が妥当か
プレゼンテーション・ヒアリング	・プレゼンテーションの内容が論理的で説得力があるか ・デモンストレーションにより操作性等を確認できるか ・質問への回答が的確か

③社会的責任に対する評価基準

社会的責任等	・人権尊重や差別禁止、従事者の適切な労働環境確保、すべての人が個人として尊重されるための取組等を行っているか ・環境に配慮した経営姿勢か ・環境負荷低減や気候変動への対応の取組を行っているか

（2） 審査方法

ア　第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し選定会議で審査を行い、第一次審査配点合計の 6 割以上を取得した事業者のうち、上位 3 事業者程度を第二次審査対象者として選定します。

イ　第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査通過者に対し、企画提案の説明及びサービス画面のデモンストレーション並びにヒアリングを実施します。説明は本業務における責任者が行ってください。提出済みの企画提案書と内容がかい離する場合は、評価の対象としません。

ウ　受託者候補者の選定

第一次審査及び第二次審査の総合得点が 6 割以上で、かつ最上位の事業者を受託者候補者として選定します。

（3） 選定結果通知

第一次審査結果は令和 8 年 12 月 23 日（水）までに、受託者候補者選定結果は令和 9 年 1 月下旬に、それぞれ対象事業者へ電子メールで通知し、後日文書でも通知する予定です。

非選定の通知を受けた事業者は、非選定理由の説明を求めることができます。

※令和 9 年 1 月下旬以降に、区公式ホームページ上で公開します。

8. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

イ　参加資格を満たさなくなった場合

ウ　参加申込書又は企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

エ　応募事業者又はその関係者が、選定会議の設置から選定結果の通知までの間、選定会議委員及びこの募集に関係する区職員（以下「選定委員等」という）に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

・実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加

・実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等

・現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為

・区が主催する審議会、意見交換会等への出席

オ　応募事業者が、第二次審査（ヒアリング・プレゼンテーション）の参集日時に連絡なく遅参または欠席した場合

カ　前各号に定めるもののほか、審査の公正性･公平性を害する行為や、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9. 選定結果に基づく委託可能期間

（1）本件の契約期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までです。

（2）令和 10 年度以降は、区が実施するモニタリング（履行評価）の結果等により、前年度の業務が適切に履行されていると区が判断した場合、年度ごとに契約内容を協議の上、最大 4 回まで契約を更新できるものとします。なお、事業者が業務を継続することが適切でないと区が判断した場合、当該契約期間をもって契約を終了します。契約の締結は年度ごとに行うものとしますが、各年度とも、契約の締結及び業務委託料の決定は、区議会における予算の成立をその条件とします。

10. 結果の公表について

プロポーザル方式による透明性を確保するため、以下の内容については、区公式ホームページで公表します。

（1） 件名

（2） 選定事業者名及び所在地

（3） 参加事業者名（参加者が２者の場合も含む。）

（4） 選定経過

（5） 選定理由

（6） 選定委員の職名等及び氏名

（7） 審査結果（評価項目及び評価点）

（8） 会議録

（9） 参加事業者全ての企画提案書概要版

11. その他の留意事項

ア　経費負担

プロポーザルの提案に係る費用は、全て提案事業者の負担とします。

イ　情報公開

提出された書類について、情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。

応募者が２者の場合であっても参加事業者名は公表します。

ウ　受託者候補者の非選定

選定会議で審査をした結果、一定の点数を満たす応募事業者がいなかった場合、受託者候補者を選定しません。

エ　契約書

契約書は、原則として区指定の標準契約書を使用することとします。

オ　再委託

受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾が必要です。

プロポーザルの公正性、透明性の観点から、原則として、プロポーザルで競合した事業者は再委託先とすることができません。

カ　辞退等

参加申込後に辞退する場合は、速やかに「12 担当課（問い合わせ先及び応募書類の提出先)」まで電話連絡し、その後、様式11「辞退届」を持参又は郵送により提出してください。 また、選定された受託者候補者が「８ 参加事業者の失格」に該当する場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合は、必要な評価点数を満たした次順位の応募事業者と契約交渉を行います

キ　提出書類

書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めません。ただし、選定会議が認めた場合はこの限りでありません。また、提出された企画提案書等については返却しません。

ク　契約の締結

契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。

12. 担当課（問い合わせ先）

杉並区都市整備部土木計画課土木調整グループ担当

所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-１（杉並区役所西棟４階）

電 話：03-5307-0739（直通） 内線3422

E-mail：DOBOKUCHOSEI-G@city.suginami.lg.jp

別紙１

気象・水象情報提供等による水防活動支援業務内容説明書

1. 業務名

気象・水象情報提供等による水防活動支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は、区の水防活動に必要な気象・水象情報を一元的かつ分かりやすく提供し、杉並区の地域特性を踏まえた専門的な解説及び通知を行うとともに、降雨状況等と道路冠水・浸水被害等との関係を継続的に蓄積・分析することで、区の迅速な意思決定及びデータに基づく水害対策を支援するものである。

3. 基本的な役割分担

事業者が担う業務	区が担う判断・業務
気象・水象情報の収集、一元表示、解説及び通知	水防態勢の移行、職員招集及び配置の最終判断
地域特性と降雨等を組み合わせたリスクの高まりの分析	巡回箇所、水中ポンプ設置その他現場活動の決定・実施
気象・水象データの保存、出力及び大雨事例に関する時系列整理資料の作成	区民からの通報、巡回、被害状況等の記録及び水防活動報告の作成
区が提供する被害情報等と降雨等との関係分析	分析結果を踏まえた水防計画・水害対策の見直し

※事業者は、区の意思決定を代行するものではありません。また、区の水防活動報告書そのものを作成する業務は含みません。

4. 業務の内容

（1）業務開始時の設計・設定

区と協議の上、対象とする気象・水象情報、観測所、河川監視カメラ等を整理し、情報源、更新間隔及び取得方法を明確にすること。

区から提供する地形、河川、下水道、過去の浸水履歴、水害常襲地域、道路冠水箇所、既存の水防活動基準等を確認し、本業務に用いる地域特性データを整理すること。

区職員へのヒアリングを行い、水防態勢の検討時に確認する情報、確認順序及び画面構成を設計すること。

運用開始前に初期設定、動作確認及び職員向け操作説明を行うこと。

(2) 気象・水象情報の一元的な提供

以下を基本として、常時、最新の情報をインターネット経由で閲覧できるよう提供すること。

・天気予報、気象警報・注意報、警報級の可能性
・雨量観測所の実況雨量、水位観測所の実況水位
・レーダー実況雨量及び予測雨量
・河川監視カメラの関連情報
・大雨・洪水等の危険度情報及びキキクル
・その他、水防活動及び緊急対応時の判断に必要と区が認める情報

画面は、気象情報等の今後の見通し、地図及び時系列を基本とし、緊迫時にも短時間で状況を把握できる判読性、視認性及び操作性を確保すること。

現行の公開から新たな公開画面へ移行する場合は、公開の中断を極力生じさせない移行方法、試験、切替え及び周知方法を区と協議し、実施すること。

公開対象とする情報の取扱条件及び第三者への提供可否を確認し、必要な利用許諾、出典表示その他の措置を講じること。区が提供する情報は、区が承認した範囲に限り公開すること。

情報の欠測、遅延、異常値又は障害が発生した場合は速やかに区と協議を行い、利用者が状況を把握できる表示又は案内を行うこと。

(3) 平常時及び大雨が見込まれる場合の気象解説

平常時は、区が必要とする予報及び気象解説を提供すること。

台風接近、大雨又は警報級の現象が見込まれる場合は、区からの要請に応じ、又はあらかじめ協議した条件に基づき、対象期間、雨の降り始め、強雨の時間帯、ピーク、総雨量の見通し、警報・注意報の可能性、予測の不確実性及び留意点を簡潔に整理すること。

予測が変化した場合は、変更点及び変更理由が分かるよう更新すること。

(4) リスクの高まりに関する通知及び判断材料の整理

降雨実況・予測、河川水位及び上昇傾向、警報・注意報、危険度情報等を継続的に監視し、あらかじめ区と協議した条件に該当した場合は、通知すること。

通知は、対象地域、想定される時間帯、今後の見通し、判断の根拠、予測の不確実性及び確認すべき情報を含み、区が水防態勢、職員配置及び現場対応の開始時期を検討できる内容とすること。

過去の浸水履歴等と現在・予測の降雨分布を組み合わせ、雨の降り方によってリスクが高まる可能性のある地域を提示すること。

水防態勢や職員配置、巡回箇所、水中ポンプ設置等の最終判断は区が行うことを前提とし、事業者の通知は判断材料の提供に限定すること。

(5) 問い合わせ及び緊急時支援

区が気象・水象情報又は予測内容について問い合わせることができる体制を明確にすること。

大雨時等は、区からの問い合わせに対し、専門的知見に基づく解説を迅速に提供すること。

最終的には区と協議の上、決定すること。

(6) データ保存、出力及び大雨事例に関する時系列整理資料

降雨発生時の予報、実況雨量、予測雨量、河川水位、警報・注意報、危険度情報、通知履歴等を保存し、区が CSV その他編集可能な形式で出力できるようにすること。

区が指定した大雨事例について、降雨の経過、河川水位、発表情報、事業者による通知等を時系列で整理したイベントサマリーを作成すること。

大雨事例に関する時系列整理資料は、区が水防活動報告を作成し、活動を検証する際に利用できる資料とすること。区民通報、巡回状況、被害状況等の区内部の記録整理及び水防活動報告書の確定は、区が行う。

(7) 降雨状況等と被害発生状況との関係の蓄積・分析

区が提供する道路冠水、浸水被害等の情報から個人を特定する情報を除いたデータと、気象・水象データを関連付け、降雨量、降雨強度、継続時間、河川水位等と被害発生との関係を蓄積すること。

年度末に、蓄積データから確認できる傾向、分析上の限界、今後収集すべきデータ及び水害対策の検討に資する情報を整理した年次分析資料を提出すること。

分析結果は区の意思決定を代替するものではなく、区が行う水防活動の検証及び今後の水害対策の検討に用いる基礎資料とすること。

(8) 安定運用、障害対応及び情報管理

情報提供サービスは 24 時間 365 日閲覧可能であること。ただし、計画停止は事前に区へ通知すること。

欠測、遅延又は障害が発生した場合は、影響、代替確認手段、復旧見込み及び復旧結果を速やかに連絡すること。

アクセス制御、通信の暗号化、操作・アクセスログ、バックアップ、脆弱性対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じること。

5. 成果物

・業務計画書

・初期設定・運用設計書（情報源、対象観測所、画面、通知条件等）

・操作マニュアル及び緊急時確認手順
・業務報告書

6. その他

詳細なスケジュール、通知条件、成果物の様式及び提出時期は、契約締結後、区と協議の上、決定する。

業務内容説明書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、区と受託者が協議して決定する。